第1回
（3回連載）

もっと知りたい老後の財産

～家族信託という家族による新たな財産の管理や承継の手法～

自分の親が介護状態で認知症になった時、必ず直面する「財産を誰がどう管理するか？」、「土地をどうするか？」といった諸問題。これらの解決方法を事前に知っておくことで後々後悔しないで済むことが実はたくさんあります。連載第1回目の今回は、『家族信託』とはどのようなものかをご説明いただきました。

橋本司法書士事務所
司法書士・家族信託専門士　**橋本 雅文**氏

3人に1人!?

「3人に1人」これは、いったい何の数字だと思いますか？我が国は10年後に、65歳以上の3人に1人が認知症とその予備軍になるそうです。では、認知症になったら、ご本人がそれまで一生懸命に築いてきた財産はどうなると思いますか？判断できなくなったご本人に代わって、ご家族が自由に使うことができると思いますか？答えはノーです。ご本人が認知症になって判断能力を失ったら、家族は、たとえそれがご本人のためであっても、預貯金を金融機関の窓口で出金したり、不動産を売却したりできなくなります。

『成年後見制度』

では、認知症で判断能力を失って財産が凍結されたら、どうすれば良いのでしょうか？認知症などによって判断能力がない人の財産管理を行う制度として、「成年後見制度」があります。成年後見制度を利用して、家庭裁判所に成年後見人の申立てをすれば、ご本人に代わって財産管理をする人を選んでもらえます。成年後見人には、ご家族が選ばれることもあれば、司法書士や弁護士などの専門家が選ばれることもあります。成年後見人に誰がなるかは、ご本人の状況や家族関係、所有財産に基づいて家庭裁判所が決めますので、ご家族が成年後見人になりたいと思っても希望が通るとは限りません。そして、成年後見人は、原則としてご本人がお亡くなりになるまで職務を続けることになり、毎年、家庭裁判所にご本人の財産目録を作成し、1年間の収入と支出を報告し、領収書など裏付けとなる資料も提出しなければなりません。

また、成年後見制度はご本人の財産保護が目的ですので、家庭裁判所の監督の下、基本的にご本人に必要な支出しか認められず、空き家になっていても自宅の売却は許可されにくいのが現状です。たとえ、ご本人が、ご家族に、「私が施設に入って自宅が不要になったら、売却して施設の費用に使ってね」と頼んでおいたとしても、家庭裁判所の許可がなければ、自宅は売却できません。

そのため、空き家となった自宅がそのまま放置されることもありますし、親の定期預金を解約できないまま、子が自分の預貯金を取り崩して親を介護し経済的に余裕のない生活を送っているといったことも現実に起こっています。

『家族信託』という選択

では、このような事態にならないために、どのような解決方法があるのでしょうか？その方法の1つに「家族信託」があります。家族信託とは、家族による財産管理・承継ができる新しい方法で、財産の所有者が、自分の財産の管理、運用、処分について、お子さんなどの信頼できる相手に託すものです。ただし、家族信託は、委託者と受託者の間の契約によるものが中心となりますので、契約時点で判断能力がない方は、家族信託を利用することはできません。

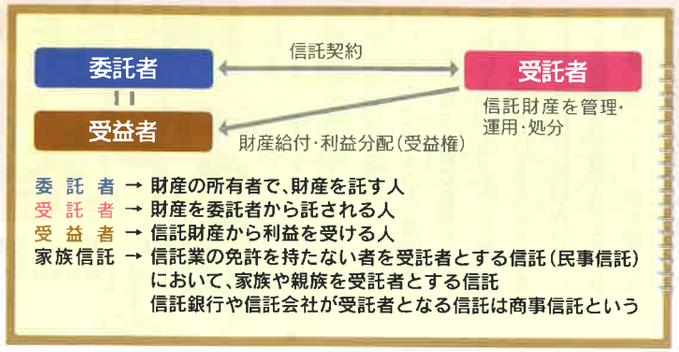

家族信託では、財産を託す人を「委託者」、財産を託される人を「受託者」、託された財産を「信託財産」、信託財産から利益を受ける人を「受益者」と言います。実際には、財産を託す「委託者」と、財産から利益を受ける「受益者」は同じ人であることが多いので、「委託者」＝「受益者」である親が、「受託者」である子に財産を託すことになります。この場合、信託契約で、「受託者」に財産の管理、運用、処分の権限を託すことによって、子は、受託者として、信託財産となった不動産を売却することができるようになります。財産を処分する権限は子に移っていますので、その後、たとえ親が認知症になったとしても、子は信託契約に従って、不動産を売却することができますし、信託された金銭や不動産の売却代金を親のために使うことができます。家族信託を使えば、成年後見制度を利用しなくても、家族による財産管理を行うことができるようになるのです。

ただし、成年後見人には、施設の入所契約や本人の身上監護など、財産管理以外にも重要な役割がありますので、柔軟な財産管理を実現する家族信託と、本人の財産保護などを目的とする成年後見制度をうまく使い分けて利用することが望ましいと言えます。

家族信託のメリット

家族信託には、ライフステージのどの段階にも対応できるように作成できるメリットがあります。まず、原則として契約したときから財産管理は受託者へ託されますので、委任契約の機能があります。次に、本人の判断能力が衰えたとしても、引き続き受託者が財産管理を行いますので、成年後見制度の機能があります。そして、信託契約で受益者死亡後の財産の処分先を定めておけば、遺言の機能も果たすことができます。このように、家族信託は、委任、成年後見、遺言などいくつもの機能を1つの契約に盛り込むことができるのが大きな特徴です。

家族信託の具体例

それでは、家族信託の具体的事例を見てみましょう。

Aさんは、現在、自分で所有する家にひとりで住んでいます。Aさんには長男Bさんがいますが、Bさんは東京で暮らしており、Aさんと一緒に住む予定はありません。Aさんは、最近、物忘れをするようになり、自宅で料理をしているときに、うっかりガスの火を消し忘れてしまい、ちょっとしたボヤ騒ぎを起こしてしまいました。このことをきっかけに、AさんとBさんは、Aさんが高齢者施設へ入所することを検討することになりました。

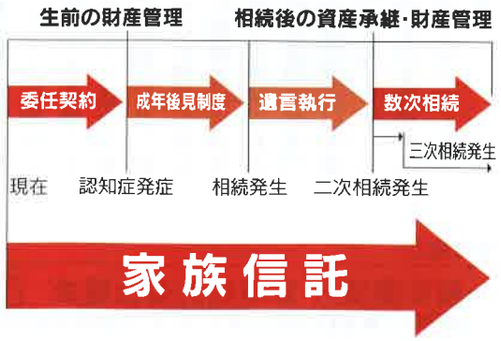

この場合、Aさんが自宅をそのままにして施設に入所したらどうなるでしょうか？施設入所直後は、何も問題がないかもしれません。しかし、時間の経過とともにAさんの

家族信託を利用すれば

判断能力が低下すると、自分の意思では自宅を売却できなくなります。このような事例は、よくあります。親が自宅を出て施設に入所することになった場合、自宅はとりあえずそのままにしておいて、お金が必要になった段階で売却を考えるご家族が多いからです。施設費用などでまとまったお金が必要でない限り、住み慣れた我が家をすぐに売ってしまおうとならないのは当然ですが、実は、ここに大きな落とし穴があります。

不動産の売却においては、登記手続きを依頼された司法書士が売主の売却意思を確認する義務があり、売主に判断能力がない場合は、売買はできません。つまり、自宅売却が必要になったときに、Aさんの売却意思が確認できなければ、売買手続きはストップしてしまうのです。この場合、Bさんは、家庭裁判所にAさんの成年後見人申立てを行い、成年後見人を通して売却手続きを進められるようにする必要がありますが、先にも述べたように、自宅の売却には家庭裁判所の許可が必要で、売却を必要とする事情を説明しなければならないなど、手続きは簡単ではありませんし、許可申立ての準備から許可が下りるまで多くの時間と労力が必要です。

では、家族信託を使うとどうなるでしょうか?

施設入所のタイミングで、Aさんを委託者兼受益者、Bさんを受託者、自宅を信託財産として信託契約を結びます。これにより、Aさんの自宅は、Bさんが管理などをしていくことになります。Aさんの自宅を管理、運用、処分する権限は、契約によって受託者であるBさんに移っていますので、施設入所後、Aさんが認知症になって判断能力がなくなってしまっても、Bさんの判断で自宅を売却して、売却代金をAさんの施設費用にあてることができます。成年後見制度のように、家庭裁判所の許可を得るために調査や説明をしたり、Aさんが死亡するまで毎年報告書を家庭裁判所に提出したりする必要はありません。Bさんは、Aさんのために必要と思うタイミングで自宅を売却すれば良いのです。こうして、Bさんは、時間や労力をかけることなく、ベストなタイミングで自宅を売却して、売却代金をAさんのために利用することができることになります。

正しい家族信託の普及を目指して

ここまで、家族信託の仕組みと事例について、成年後見制度との比較を中心に説明しました。家族信託は、万能ではありませんが、他の方法では不可能なことを可能にすることができます。成年後見制度や遺言ではできなかったことが、家族信託を使えばできることもあるのです。「家族の家族による家族のための家族信託」は、円満な財産の管理や承継に役立つことができます。しかし、薬に効果と副作用があるように、家族信託も、誤った使い方をすれば、とんでもない結果が生じることもあります。家族信託は、新しい仕組みなだけに、十分に理解して内容を提案できる専門家が少なく、にわか仕込みの専門家が作成した契約書で、取り返しのつかない結果を生じている事例も報告されています。家族信託をご相談される際は、実績のある団体や専門家を選んでいただきたいと願うとともに、1人でも多くの方の円満な財産の管理や承継に、家族信託が役立つことを願っています。

取材協力
一般社団法人 家族信託普及協会 TEL 03-6734-5544 ■http://kazokushintaku.org
〒164-0012 東京都中野区本町3-30-4 KDX中野坂上ビル5階(プロサーチ株式会社内) ■Mail info@kazokushintaku.org

親が認知症に…。資産の管理・承継どうしよう!

そうなる前に、

家族信託

家族による、家族のための自由で円満な資産管理・承継対策を。
"家族信託"のご相談、受け付けています。

私たちがお手伝いします

2016年11月現在(敬称略・50音順)

家族信託のプランニングのご相談は

家族信託コーディネーター

安藤 功:安藤功司法書士事務所
福岡市中央区大名2丁目4番22号 新日本ビル5階 TEL:092-406-4106

伊瀬知 晃・江頭 寛:株式会社福岡相続サポートセンター
福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル10階 TEL:092-716-1237

上野 博:株式会社ネクスト
北九州市小倉北区浅野2-11-15 KMMビル別館1階 TEL:093-541-2003

黒永 秀司:テナントバンク有限会社
北九州市小倉北区大手町3-25-1110 TEL:093-591-0488

小峰 裕子:株式会社大洋不動産
福岡市東区箱崎3丁目7-6 TEL:092-641-6200

貞平 啓二:アシスト・ライフ
太宰府市水城5丁目11-22 TEL:092-403-1700

鹿田 幸子:安藤眞哉税理士事務所
福岡市南区大楠3-18-15 グランド大友1階 TEL:092-532-1248

久恒 恵美子:一般社団法人日本ライフプラン研究所
福岡市中央区平尾2-17-14 INGS平尾3階 TEL:092-406-7951

家族信託のプランニング・契約書作成のご相談は

家族信託専門士

島田 雄左:司法書士法人オフィスワングループ
福岡市博多区博多駅前3-27-25 TEL:092-432-9911

添田 恵一:添田司法書士事務所
福岡市中央区舞鶴2丁目2番11号 富士ビル赤坂9階 TEL:092-739-0101

橋本 雅文:橋本司法書士事務所
福岡市博多区中呉服町5-22 2階 TEL:092-409-2722

服部 忠典:司法書士服部忠典事務所
北九州市小倉南区徳力2丁目9番15号 TEL:093-647-2121

廣松 雅弘:廣松雅弘税理士事務所
福岡市南区向野2丁目14-1 森藤不動産ビル205号 TEL:092-553-3290

柳橋 儀博:やなぎ司法書士事務所
糸島市前原西1丁目7番31-101号 TEL:092-321-1331

一般社団法人
家族信託普及協会® TEL:03-6734-5544 Mail:info@kazokushintaku.org